

広島県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ア 有限会社アク	広島市佐伯区吉見園一番九 ―四〇三号	ヘルパーステーションアク	広島市佐伯区吉見園一番九 ―四〇三号	訪問介護	平成二十二年六月三〇日
社 シニア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号	ヒューマンライフケア広島	広島市南区東雲本町二丁目一四番一八号	訪問介護	平成二十二年六月三〇日
社 ヒューマンリソシア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号	ヒューマンライフケア金亀	広島市南区東雲本町二丁目一四番一八号	通所介護	平成二十二年六月三〇日
社 ヒューマンリソシア株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号	ヒューマンライフケア広島	広島市南区東雲本町二丁目一四番一八号	通所介護	平成二十二年六月三〇日